

# 企業（起業）支援制度集

海幸、山幸、人幸。



日南には、幸がある。

令和7年5月

日南市産業経済部

商工政策課

企業（起業）支援制度一覧

頁	事業名	概要	補助率等
1	中小企業特別融資制度	中小企業者の事業に必要な資金の融資を円滑にするために、保証料を助成します。	融資利率 年 2.0% 保証料 市が負担
2	小口零細企業特別融資制度	小規模企業者の事業に必要な資金の融資を円滑にするために、保証料を助成します。	融資利率 年 1.8% 保証料 市が負担
3	創業支援事業補助金	「日南市創業支援事業計画」に基づき、日南市内で創業を予定されている方に対して、創業に必要な費用の一部を助成します。	補助対象経費の 3分の2以内 限度額 30 万円
4	事業承継前推進事業補助金	市内の中小企業者の事業承継に向けた取組を支援するため、事業承継に必要な費用の一部を助成します。	補助対象経費の 3分の2以内 限度額 60 万円
5	日南市事業承継後支援事業（買い手支援）補助金	市内の中小企業者の事業承継に向けた取組を支援し、引継ぎ後の経営を支援するため、事業承継に必要な費用の一部を助成します。	補助対象経費の 3分の2以内 限度額 100 万円
6	日南市事業承継後支援事業（売り手支援）補助金	市内の中小企業者の事業承継に向けた取組を支援するため、事業承継に必要な費用の一部を助成します。	補助対象経費の 3分の2以内 限度額 60 万円
7	中小企業等経営強化法による償却資産にかかる固定資産税の特例措置	市内中小企業が本市から認定を受けた先端設備等導入計画に基づき導入する設備等の固定資産税が軽減されます。	詳細は別紙
8	企業立地優遇制度	企業立地を促進するため、市内において工場、道路貨物運送施設、倉庫施設、研究開発施設、観光施設、情報サービス施設及びコールセンター施設を新設又は増設する者に対して必要な措置を行います。	詳細は別紙
9   10	商流開発チャレンジアシスト事業	市内の事業者（農林水産業、製造業、販売業等）が行う商品の企画開発（地域資源 PR を目的とした商品の企画開発）や、新たな販路拡大（地域資源 PR を目的とした販路拡大）のための展示会への出展、市場調査等に要する経費の一部を助成。	詳細は別紙
11	日南市企業連携協議会	官民が連携しながら「人材確保・育成」の課題解決に向けた取り組みを実施するため、『日南市企業連携協議会』が市の補助事業として、課題解決に向けた取り組みを主体的に実施。（市の補助事業）	詳細は別紙

# 日南市中小企業特別融資制度のご案内

令和7年4月1日現在

## ◎この融資制度の目的

この制度は、中小企業者の事業に必要な資金の融資を円滑にし、もって中小企業の振興を図ることを目的とします。

## ◎融資の対象

- ①中小企業者（保証対象業種）
- ②市内に住所を有し、事業を営んでいる個人・法人
- ③市税完納者
- ④銀行取引停止処分を受けていない方

## ◎融資の条件

- ①融資限度額                    1企業 1,000万円以内  
ただし、本制度の貸付残高と日南市小口零細企業特別融資制度の貸付残高との合計が1,000万円以内であること
- ②融資期間                        運転資金・設備資金とも 84ヵ月以内
- ③資金の使途                      事業経営上、必要な運転及び設備資金
- ④融資利率                        年2.00%
- ⑤保証料率                        市が負担
- ⑥担保                              必要に応じて要
- ⑦保証人                            法人の場合は原則として代表者のみ  
個人の場合は原則不要
- ⑧償還の方法                      一括又は分割償還

◎必要書類	法人	◎必要書類	個人
①信用保証委託申込書		①信用保証委託申込書	
②信用保証依頼書		②信用保証依頼書	
③信用保証委託契約書		③信用保証委託契約書	
④印鑑証明書		④印鑑証明書	
⑤固定資産名寄帳		⑤固定資産名寄帳	
⑥設備整備に要する費用の見積書（設備資金のみ）		⑥設備整備に要する費用の見積書（設備資金のみ）	
⑦商業登記簿謄本（法務局のもの）		⑦過年度の申告決算書〔損益計算書・貸借対照表の写〕(2期分)	
⑧定款（写）		⑧完納証明書（本庁税務課納税係及び各総合支所総務課税務係が発行するもの）	
⑨決算書2期分および直近の合計残高試算表		⑨営業所付近の見取図	
⑩完納証明書（本庁税務課納税係及び各総合支所総務課税務係が発行するもの）		⑩その他宮崎県信用保証協会のお願ひする書類	
⑪営業所付近の見取図			
⑫その他宮崎県信用保証協会のお願ひする書類			

## ◎申込み手続き

○この制度は下記の金融機関（日南市内の支店）にて取り扱っております。

「宮崎銀行」「鹿児島銀行」「宮崎太陽銀行」「宮崎第一信用金庫」「宮崎県南部信用組合」

○その他詳細については、日南市産業経済部商工政策課（Tel 31-1169）まで

# 日南市小口零細企業特別融資制度のご案内

令和7年4月1日現在

## ◎この融資制度の目的

この制度は、「国の全国統一保障制度の対象」であって、小規模企業者の事業に必要な資金の融資を円滑にし、もって小規模事業者の振興を図ることを目的とします。

## ◎融資の対象

- ①小規模企業者（保証対象業種）
- ②市内に住所を有し、事業を営んでいる個人・法人
- ③市税完納者
- ④銀行取引停止処分を受けていない方

## ◎融資の条件

- ①融資限度額 1企業 1,000万円以内  
ただし、既存の信用保証協会の保証付き貸付残高との合計が、2,000万円以内であること  
また、本制度の貸付残高と日南市中小企業特別融資制度の貸付残高との合計が、1,000万円以内であること
- ②融資期間 運転資金・設備資金とも 84ヵ月以内
- ③資金の使途 事業経営上、必要な運転及び設備資金
- ④融資利率 年1.80%
- ⑤保証料率 市が負担
- ⑥担保 必要に応じて要
- ⑦保証人 法人の場合は原則として代表者のみ  
個人の場合は原則不要
- ⑧償還の方法 一括又は分割償還

◎必要書類	法人	◎必要書類	個人
①信用保証委託申込書		①信用保証委託申込書	
②信用保証依頼書		②信用保証依頼書	
③信用保証委託契約書		③信用保証委託契約書	
④印鑑証明書		④印鑑証明書	
⑤固定資産名寄帳		⑤固定資産名寄帳	
⑥設備整備に要する費用の見積書（設備資金のみ）		⑥設備整備に要する費用の見積書（設備資金のみ）	
⑦商業登記簿謄本（法務局のもの）		⑦過年度の申告決算書〔損益計算書・貸借対照表の写〕（2期分）	
⑧定款（写）		⑧完納証明書（本庁税務課納税係及び各総合支所総務課税務係が発行するもの）	
⑨決算書2期分および直近の合計残高試算表		⑨営業所付近の見取図	
⑩完納証明書（本庁税務課納税係及び各総合支所総務課税務係が発行するもの）		⑩その他宮崎県信用保証協会のお願ひする書類	
⑪営業所付近の見取図			
⑫その他宮崎県信用保証協会のお願ひする書類			

## ◎申込み手続き

○この制度は下記の金融機関（日南市内の支店）にて取り扱っております。

「宮崎銀行」「鹿児島銀行」「宮崎太陽銀行」「宮崎第一信用金庫」「宮崎県南部信用組合」

○その他詳細については、日南市産業経済部商工政策課（Tel 31-1169）まで

## 日南市創業支援事業補助金について

「日南市創業支援事業計画」に基づき、日南市内で創業を予定されている方に対して、創業に必要な費用の一部を助成します。

### 1 対象となる方

補助金申請の対象となる方は次の全てに該当する方です。

- (1) 日南市創業支援事業計画に位置付けた特定創業支援事業（創業塾）を受講した方、又は当該年度中に受講する予定がある方
- (2) 日南商工会議所、北郷町商工会、南郷町商工会いずれかの会員となり、継続的に経営指導を受ける（受ける予定である）方
- (3) 2年以上継続して市内で事業を行う見込みである方
- (4) 税金を滞納していない方

※市内に事業所（法人の場合は所在地）を置き、日南市内に住民票を有する方又は予定の方（法人の場合は代表者）が申請の対象となります。（予定者については、実績報告時まで日南市内に住民票がある方に限ります。）

### 2 補助対象となる創業

認定連携創業支援事業者（日南商工会議所・北郷町商工会・南郷町商工会）の支援を受けて創業計画書を作成して行う創業とします。

※既に創業しており、新たな事業の開始又は事業規模の拡大のいずれかに該当する場合は、公的機関による新規事業の証明が必要となります。（例：宮崎県経営革新認定等）

### 3 補助の内容

補助率	2 / 3
補助上限額	30万円
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 起業、創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費（公課金は除く。）</li><li>・ 店舗等に係る設備工事費（修繕費含む。） ※但し、住宅兼店舗の場合は、店舗・事務所専有部分に係るもの（明確に区分できる構造になっているものに限る。）。</li><li>・ 店舗等に係る賃借料</li><li>・ 広告宣伝費（新聞広告、ホームページ、ポスター、チラシの作成費等）</li><li>・ 備品購入費（事業開始にあたり必要なもので、1品あたり税抜き1万円以上ものに限る。）※但し、スマートフォン、パソコン、カメラ等（汎用性が高く、目的外使用になりえるもの）は対象外とする。</li></ul>

### 4 補助金の申請

補助金申請を検討される方は、事前に日南市産業経済部 商工政策課まで御相談ください。

### 5 問い合わせ先

日南市産業経済部 商工政策課 商工係  
TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230  
E-mail：syoko@city.nichinan.lg.jp

## 日南市事業承継前推進事業補助金について

市内の中小企業者の事業承継に向けた取組を支援するため、事業承継に必要な費用の一部を助成します。

### 1 対象となる事業者

補助金申請の対象となる事業者は次の全てに該当する方です。

- (1) 市内に主たる事務所を有し、かつ、市内で事業を営む中小企業者
- (2) 税金を滞納していないもの

### 2 補助対象となる事業

中小企業者が、支援機関による支援を受けた上で専門事業者に委託する事業が対象となります。

※支援機関・・・宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、宮崎第一信用金庫、南部信用組合

※専門事業者・・・コンサルタント、税理士など事業承継に関する事業を行う事業者

### 3 補助の内容

#### (1) 補助対象経費

事業承継に伴い必要となる初期診断料、コンサルティング料、企業価値の算出に要する費用、事業承継計画の作成に要する費用、不動産の所有権移転に係る費用等。

ただし、対象経費の総額が30万円未満の場合は補助の対象となりません。

#### (2) 補助率等

補助対象経費の3分の2以内

補助限度額60万円

### 4 補助金の申請

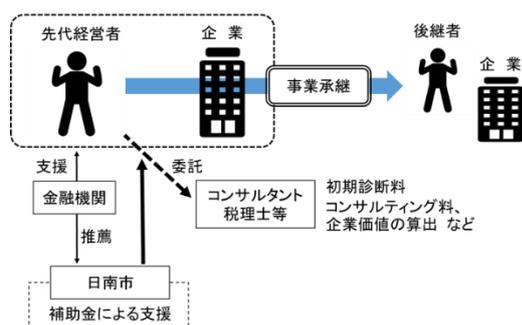
補助金申請を検討される方は、事前に日南市産業経済部 商工政策課まで御相談ください。

### 5 問い合わせ先

日南市産業経済部 商工政策課 商工政策係

TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230

E-mail：syoko@city.nichinan.lg.jp



## 日南市事業承継後支援事業（買い手支援）補助金について

市内の中小企業者の事業承継に向けた取組を支援し、引継ぎ後の経営を支援するため、事業承継に必要な費用の一部を助成します。

### 1 対象となる事業者

補助金申請の対象となる事業者は次の全てに該当する方です。

- (1) 市内に主たる事務所を有し、かつ、市内で事業を営む中小企業者
- (2) 事業承継成立後、6月を経過していないもの
- (3) 税金を滞納していないもの

### 2 補助対象となる事業

支援機関及び継業サーチャーの支援を受けた、親族内承継又は第三者承継等を含む事業承継を行った買い手が対象となります。

※支援機関・・・宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、宮崎第一信用金庫、南部信用組合

※継業サーチャー・・・日南市が雇用する、事業承継の伴走支援等を行う地域おこし協力隊員

### 3 補助の内容

#### (1) 補助対象経費

事業承継に伴い必要となる設備整備に係る費用、店舗等の改修に係る費用、備品購入に係る費用等。

ただし、対象経費の総額が30万円未満の場合は補助の対象となりません。

#### (2) 補助率等

補助対象経費の3分の2以内

補助限度額100万円

### 4 補助金の申請

補助金申請を検討される方は、事前に日南市産業経済部 商工政策課まで御相談ください。

### 5 問い合わせ先

日南市産業経済部 商工政策課 商工政策係

TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230

E-mail：syoko@city.nichinan.lg.jp

## 日南市事業承継後支援事業（売り手支援）補助金について

市内の中小企業者の事業承継に向けた取組を支援するため、事業承継に必要な費用の一部を助成します。

### 1 対象となる事業者

補助金申請の対象となる事業者は次の全てに該当する方です。

- (1) 市内に主たる事務所を有し、かつ、市内で事業を営む中小企業者
- (2) 事業承継成立後、6月を経過していないもの
- (3) 税金を滞納していないもの

### 2 補助対象となる事業

支援機関及び継業サーチャーの支援を受けた、親族内承継又は第三者承継等を含む事業承継を行った売り手が対象となります。

※支援機関・・・宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、鹿児島銀行、宮崎第一信用金庫、南部信用組合

※継業サーチャー・・・日南市が雇用する、事業承継の伴走支援等を行う地域おこし協力隊員

### 3 補助の内容

#### (1) 補助対象経費

事業承継に伴い必要となる備品の廃棄に係る費用、在庫品の処分に係る費用、退去に向けた店舗改修に係る費用、店舗兼住宅の分離改修に係る費用等。

ただし、対象経費の総額が30万円未満の場合は補助の対象となりません。

#### (2) 補助率等

補助対象経費の3分の2以内

補助限度額60万円

### 4 補助金の申請

補助金申請を検討される方は、事前に日南市産業経済部 商工政策課まで御相談ください。

### 5 問い合わせ先

日南市産業経済部 商工政策課 商工政策係

TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230

E-mail：syoko@city.nichinan.lg.jp

## 中小企業等経営強化法による償却資産に係る固定資産税の特例措置について

市内中小企業が本市から先端設備等導入計画の認定を受け、以下の一定の要件を満たした場合、地方税法において固定資産税の特例を受けることができます。

### 1 先端設備等導入計画について

#### (1) 計画の概要

中小企業等は、①計画期間内（3～5年）に、②労働生産性を年平均3%以上向上させるため、③先端設備等（新規の減価償却資産（一定の要件あり））を導入する計画を策定し、本市が認定するものです。

### 2 要件

対象者	資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）。
対象設備	雇用者給与等支給額を1.5%以上、又は3%以上増加させる賃上げ方針を従業員に表明 （賃上げ表明）したことを位置づけた先端設備等導入計画に従い取得する設備であり、かつ認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資利益率5%以上の投資計画に記載された①から④の設備  【減価償却資産の種類ごとの要件（最低取得価格）】 ① 機械装置（160万円以上） ② 測定工具及び検査工具（30万円以上） ③ 器具備品（30万円以上） ④ 建物附属設備（※2）（60万円以上）
その他要件	・生産、販売活動等の用に直接供されるものであること ・中古資産でないこと
特例措置	・1.5%以上の賃上げ表明されたもの：3年間、課税標準を1/2に軽減 ・3%以上の賃上げ表明されたもの：5年間、課税標準を1/4に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備

### 3 問合せ先

日南市産業経済部 商工政策課 商工政策係  
TEL 0987-31-1169 FAX 0987-31-1230  
E-mail syoko@city.nichinan.lg.jp

◎ 日南市の企業立地優遇制度

日南市企業立地促進条例

対象者の要件		優遇制度	
対象業種	要件	固定資産税	奨励金及び補助金
工場 道路貨物運送施設 倉庫施設 研究開発施設 観光施設	1 投下固定資産総額 1,000万円以上  2 新規雇用者 新設:5人以上 増設:3人以上	新設・増設 課税免除(5年間)	<b>1 雇用促進奨励金</b> ①20人以下の場合1人30万円 ②21人以上の場合1人36万円 ※障がい者雇用は、1.5倍の額 ※限度額 1億円 ※事業開始日以前2年以内、以後1年以内に雇用した場合  <b>2 企業立地助成金</b> ①用地取得の1/4 (限度額 2,000万円) ②付属施設整備費総額の1/2 (限度額 1,000万円)  ※市長と企業立地協定を締結した者で、市に対して特に貢献等の認められる者 ※付属施設整備費とは、用排水路・工場までの専用道路と、市長が特に認める付属施設整備のこと
情報サービス施設及びコールセンター施設	1 新規雇用者 新設・増設:3人以上		

情報サービス施設及びコールセンター施設に係る奨励措置

補助の種類及び新規雇用者数	内容
通信回線使用料補助金	3人以上 高速通信回線年間使用料の80%を3年間(県の制度を併用した場合は、50%)限度額 500万円/年
賃料補助金	3人以上 29人以下 賃料の50% (5年間、限度額20万円/月)
	30人以上 賃料の50% (5年間、限度額50万円/月)
施設整備補助金	3人以上 施設改修費の2/3(限度額1㎡あたり3万円) ※内装等の改修が対象
開設補助金	3人以上 開設準備の旅費、募集経費の80%(限度額80万円) ※県外の交通費は除く
人材育成費補助金	3人以上 人材育成費の80%(限度額一人あたり25万円) ※本社への新規雇用者の研修も該当。社内講師及び新規雇用者が対象

企業誘致成功報奨金制度

企業誘致を推進するため、日南市への進出を検討している企業を紹介し、市と連携して、積極的かつ効率的な企業誘致活動を行い、また立地に至った場合に、報奨金を支払う制度。

成功報奨金の額	①企業立地の情報提供(進出計画)を頂いたとき、20万円 ②企業が取得した用地の売買代金に100分の1.05を乗じた額(千円未満切捨)で、500万円を限度とします。 又は、借地契約の場合は年間借地料の1月分 ③操業開始時の新規雇用者数に2万円を乗じた額(千円未満切捨)で、500万円を限度とします。
情報提供者(紹介人)	個人又は法人とし、次のいずれかに該当する人は対象となりません。 ・日南市職員及び日南市公営企業職員 ・立地希望企業並びにその役員及び社員と役員及び社員の配偶者並びに一親等の親族 ・暴力団関係者及び暴力団関係者が役員である法人等 ・その他市長が情報提供者として不適当と認めるもの
報奨金の支払時期	①②③の項目ごとに、完了した後、お支払いします。
誘致対象企業	日南市企業立地促進条例で定める製造・加工及び試験研究施設等の施設を対象とし、本市指定工場等の要件を満たす企業。

※ 紹介人は、市と一緒に企業誘致が実現するよう可能な限り、誘致活動に努めてもらいます。

## 商流開発チャレンジアシスト補助金（一般枠）について

市内の事業者（農林水産業、製造業、販売業等）が行う商品の企画開発や、新たな販路拡大のための展示会への出展、市場調査等に要する経費の一部を補助します。

### 1 対象となる事業者

- (1) 市内に事業所及び事務所を有する中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 市内に住所及び事業所又は事務所を有する個人事業者

### 2 補助対象となる事業

- (1) 商品開発事業：新たな特産品・加工品の商品化又は既存商品の改良に係る研究・開発事業
- (2) 販路拡大事業：首都圏等（海外含む）で開催される商談を伴う展示会等の出展事業及び市場調査やECサイト構築等の新規販路開拓事業

### 3 補助の内容

#### (1) 補助対象経費

商品開発及び販路拡大に関する報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金等

#### (2) 補助率等

事業内容	商品開発	販路拡大
補助率	2分の1以内	3分の2以内
補助の上限額	100万円	

### 4 補助条件

あらかじめ市職員等と面談を行い、市の地域資源のPR及び地域活性化を図るものか否かの確認を受ける必要があります。

### 5 募集期間

令和7年4月1日（火）～令和7年6月2日（月）

### 6 補助金の申請

補助金申請を検討される方は、事前に日南市産業経済部 商工政策課までご相談ください。

### 7 問い合わせ先

日南市産業経済部 商工政策課 ふるさと応援係

TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230

E-mail：f-ouen@city.nichinan.lg.jp

## 商流開発チャレンジアシスト補助金（地域資源 PR 枠）について

市内の事業者等（農林水産業、製造業、販売業等）が地域資源 PR を目的とした商品の企画開発や、新たな販路拡大につながるキャンペーンやリピーター獲得のためのチラシ作成（デザイン料）、並びに都市部での PR 活動に必要な経費の一部を補助します。

### 1 対象となる事業者

- (1) 本市のふるさと納税返礼品取扱事業者又は取り扱い事業者となる見込みのある者
- (2) その他市長が適当と認める者

### 2 補助対象となる事業

- (1) 商品開発事業：新たな地域資源を活用した商品化又は既存商品の改良に係る研究・開発事業
- (2) 販路拡大事業：地域資源を活用した商品の PR を目的としたキャンペーン又は継続した寄附につなげるためのチラシ作成（デザイン料）等に必要な販路拡大事業

### 3 補助の内容

#### (1) 補助対象経費

商品開発及び販路拡大に関する報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金等

#### (2) 補助率等

事業内容	商品開発	販路拡大
補助率	3分の2以内	10分の10以内
補助の上限額	100万円	50万円

### 4 補助条件

あらかじめ市職員等と面談を行い、市の地域資源の PR 及び地域活性化を図るものか否かの確認を受ける必要があります。

### 5 募集期間

令和7年5月19日（月）～令和7年6月30日（月）

### 6 補助金の申請

補助金申請を検討される方は、事前に日南市産業経済部 商工政策課までご相談ください。

### 7 問い合わせ先

日南市産業経済部 商工政策課 ふるさと応援係

TEL：0987-31-1169 FAX：0987-31-1230

E-mail：f-ouen@city.nichinan.lg.jp

## 日南市企業連携協議会

### 【概要】

官民が連携しながら人材確保・育成の課題解決に向けた取り組みを実施するため、「日南市企業連携協議会」を発足し、市の補助事業として、協議会が主体的に事業を展開。「人材確保」「人材育成」「人材活用」の3つの基本方針のもと活動を実施。

【対象企業】：日南市内に事業所があり、採用活動を行っている企業

【会費】：月額 2,000 円

【主な活動内容】：・加盟企業合同入社式・管内高校教師向け企業訪問バスツアー  
・管内高校生と企業との意見交換会・加盟企業勉強会、情報交換

【日南市企業連携協議会ホームページ】

<https://nichinan-company.com/>